

問 題

【問 1】 Aは、所有する土地甲についてBと売買契約を締結した。次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 土地甲の売買契約締結時においてAが意思能力を喪失していたとき、A B間の契約は無効である。
- 2 土地甲の売買契約にAの心裡留保があるとき、BがAの真意の内容までは知らなかったとしても、Aの意思表示が真意とは異なることは知ることができた場合であれば、売買契約は無効であるが、この無効を善意の第三者に対抗することはできない。
- 3 AがCに騙されて土地甲の売買契約を締結した場合においては、Bがその事実を知らなかったとしても、知ることができた場合であれば、Aは売買契約を取り消すことができる。
- 4 Bが土地甲をDに譲渡した後、AがBの詐欺を理由にBとの土地甲の売買契約を取り消したとき、DにおいてAが騙されていたことにつき知ることができたとしても、実際に知らなかった場合であれば、Aは、DにBとの売買契約の取消しを対抗することはできない。

【問 2】 Aを売主、Bを買主とする土地甲の売買契約（この問において「契約」という。）において、Aに錯誤がある場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 Aが錯誤を理由に売買契約を取り消すことができるが、その場合、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであることを要する。
- 2 Aに錯誤につき重大な過失があるときであっても、BがAに錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき、あるいはBがAと同一の錯誤に陥っていたときであれば、Aは、錯誤による売買契約の取消しを主張することができる。
- 3 Aの錯誤が売買契約の基礎とした事情についてのその認識が真実に反するものであるとき、当該事情が売買契約の基礎とされていることが表示されていたときに限り、Aは、錯誤による売買契約の取消しを主張することができる。
- 4 CがAの錯誤につき知らずにBから土地甲を買い受けたとき、その知らなかったことにつき重大な過失がなければ、AがBとの売買契約を取り消しても、Cは、Aに対し土地甲の取得を主張することができる。

【問 3】意思表示に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 意思表示は、隔地者に対するものか、対話者間のものかを問わず、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずるが、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。
- 2 相手方が意思表示を受けたときに意思能力を有しなかったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができないが、当該相手方が意思能力を回復した後に当該意思表示を知ったときは、この限りでない。
- 3 相手方が意思表示を受けたときに未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができないが、相手方の法定代理人又は行為能力者となった相手方がその意思表示を知ったときは、この限りでない。
- 4 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされ、条件付法律行為において条件の成就によって利益を受ける当事者が故意に条件を成就させたときは、相手方は条件が成就しなかったものとみなすことができる。

【問 4】次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 取り消すことができる被保佐人又は被補助人の行為について、保佐人又は補助人は、保佐開始又は補助開始の審判の取消しの前であっても、取り消すことができる。
- 2 制限行為能力を理由に取り消すことができる行為について、成年被後見人を除く制限行為能力者は、取消しの原因となっていた状況が消滅する前であっても、法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をすることができる。
- 3 取り消すことができる行為について、追認をすることができる時以後に、取消権を有することを知らずに追認の意思表示をしても無効であり、取消権を有することを知らずに履行の請求をしても追認をしたものとはみなされない。
- 4 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負うが、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者で給付を受けた当時その行為が無効であることを知らなかったもの又は無効な行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

【問 5】次のアからウの記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 制限行為能力者であっても代理人となることができるが、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は、行為能力の制限を理由に取り消すことができる。
- 2 成年被後見人が未成年者の法定代理人として締結した土地の売買契約は、成年後見人の同意を得ていたとしても、取り消すことができる。
- 3 被保佐人が未成年者の法定代理人として期間2年の建物の賃貸借契約を締結するにあたり保佐人の同意を得ていなかったときは、取り消すことができる。
- 4 被保佐人Aが被保佐人Bの法定代理人としてした行為について行為能力の制限を理由に取り消すことができるとき、その取消しは、A及びAの保佐人Cのほか、B及びBの保佐人Dも行うことができる。

【問 6】代理に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 当事者による事前の承認なしに当事者双方の代理人としてした土地売買契約は、追認を得ないかぎり、当事者間に効力を生じない。
- 2 あらかじめ本人の許諾を得ることなく行われた代理人と本人との利益が相反する行為は、本人の追認を得ないかぎり、効力を生じない。
- 3 代理行為が代理権の範囲内のものであっても、それを代理人が自己の利益を図る目的で行い、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その代理行為は、本人の追認を得ないかぎり、無効である。
- 4 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたとき、本人は、代理人に特別の指図をしていなければ、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができる。

【問 7】 次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。なお、任意代理人とは、委任契約に伴い代理権の授与を受けた受任者である代理人をいう。

- 1 任意代理人が本人の許諾を得て又はやむを得ない事由により復代理人を選任し、当該復代理人が本人に損害を与えた場合、その選任及び監督について代理人に責めに帰すべき事由が認められないときは、任意代理人が本人に対して損害賠償責任を負うことはない。
- 2 任意代理人が本人の指名に従って復代理人を選任し、当該復代理人が本人に損害を与えたとき、任意代理人が当該復代理人が不適任又は不誠実であることを本人に通知したのであれば、任意代理人が本人に対し損害賠償責任を負うことはない。
- 3 寄託契約において受寄者が寄託者の承諾を得て又はやむを得ない事由により寄託物を第三者に保管させ、当該第三者が寄託物を損傷し本人に損害を与えた場合、その選任及び監督について受寄者に責めに帰すべき事由が認められないときは、受寄者が本人に対して損害賠償責任を負うことはない。
- 4 遺言執行者が自己の責任で第三者にその任務を行わせ、当該第三者が相続人に損害を与えた場合、その第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

【問 8】 代理に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすればその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外に行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。
- 2 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対して責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外に行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。
- 3 代理権を有しないにもかかわらず他人の代理人として契約をした者は、本人の追認を得たことを立証しない限り無権代理人の責任を負い、相手方は、無権代理人の責任を追及するに当たり本人の追認を得ることができなかつたことを立証する必要はない。
- 4 代理権を有しないことを知りながら他人の代理人として契約をした者は、相手方が代理権を有しないことを過失によって知らなかつた場合には、無権代理人の責任を負わない。

【問 9】債権について消滅時効に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 裁判上の請求があれば、確定判決までは時効の完成が猶予され、この確定判決の時から時効の更新として時効が新たに進行を始める。
- 2 債権者が催告をしても時効の更新はないが、催告後に訴えの提起等がなくても、催告の時から6カ月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予される。
- 3 強制執行又は担保権の実行があれば、その手続きが終了するまでは時効の完成が猶予されるが、その手続きが終了しても時効の更新ということはない。
- 4 仮差押え又は仮処分があっても時効の更新はないが、その手続きが終了した時から6カ月を経過するまでの間は、時効は完成しない。

【問 10】時効に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 訴えを提起したが、訴えの却下又は訴えの取下げにより手続きが終了した場合、その終了の時から6カ月を経過するまでの間は、時効は完成しない。
- 2 強制執行の申立てをしたが、これを取り下げたことで手続きが終了した場合、その終了の時から6カ月を経過するまでの間は、時効は完成しない。
- 3 債権の担保として第三者が設定した抵当権が実行されても、当該債権の時効の完成猶予の効力が生ずることはない。
- 4 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しない。

【問 11】時効における権利についての協議を行う旨の合意（この間において「協議合意」という。）に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 協議合意を口頭で行っても時効完成猶予の効力を生じないが、電磁的記録によって行ったときは、時効完成猶予の効力を生ずる。
- 2 適法に協議合意がなされたときは、①その合意があった時から1年を経過した時、②その合意において当事者が協議を行う期間として1年未満の期間を定めたときは、その期間を経過した時、③当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6カ月を経過した時のいずれか遅い時までの間は、時効は、完成しない。
- 3 協議合意により時効の完成が猶予されている間にされた再度の協議合意は、新たな協議合意として時効の完成猶予の効力を有するが、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。
- 4 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた協議合意も、協議合意により時効の完成が猶予されている間にされた催告も、時効の完成猶予の効力を有しない。

【問 12】時効に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 時効は当事者が援用しなければ、裁判所はこれによって裁判をすることができないが、債権の消滅時効については、当該債務の保証人、物上保証人又は第三取得者も援用することができる。
- 2 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため裁判上の請求等の時効の完成猶予事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3カ月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
- 3 弁護士の職務に関する債権のような職業に基づく債権の消滅時効期間と売買代金債権のような通常の債権の消滅時効期間とで異なるところはなく、前者が後者よりも短期ということはない。
- 4 定期金の債権（いわゆる基本権としての定期金債権）は、債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権（いわゆる支分権）を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、時効によって消滅する。

【問 13】債権及び生命又は身体を侵害された場合の損害賠償請求権（この問において「死亡等損害賠償請求権」という。）の時効に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 債権は、民法に別段の定めがない限り、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき又は権利を行使することができる時から10年間行使しないときに、時効によって消滅する。
- 2 債務不履行が原因の死亡等損害賠償請求権は、被害者である債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき又は被害者である債権者が権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 不法行為が原因の死亡等損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から5年間行使しないときは時効によって消滅する。
- 4 不法行為が原因の死亡等損害賠償請求権は、不法行為の時から20年を経過したときに消滅するが、この20年はいわゆる除斥期間であり、裁判所は当事者の援用がなくても消滅を認めることができるし、消滅が猶予されるということもない。